

政令第 号

建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。ただし、同法第二条中公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第三条及び第十五条第二項第四号の改正規定の施行期日は、平成二十六年九月二十日とする。

理由

建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。